

# 社会福祉法人 桶川市社会福祉協議会桶川市地域包括支援センター 一 運営規程

## (目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会桶川市地域包括支援センター(以下「事業所」という。)が行う指定介護予防支援事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師・社会福祉士・主任介護支援専門員(以下「職員」という。)が、要支援状態の高齢者(以下「要支援者」という。)に対し、指定介護予防支援に必要な業務を適切に提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 事業所の職員は、要支援者の心身の特性を踏まえて、その能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。

2 事業の実施に当たっては、桶川市、市内地域包括支援センター、介護予防サービス事業所、地域の保健・医療・福祉サービス事業所(以下「関係機関」という。)との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

## (事業所の名称)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 桶川市地域包括支援センター「桶川市社会福祉協議会」
- (2) 所在地 埼玉県桶川市末広二丁目8番8号(地域福祉活動センター)

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名(兼務)  
管理者は、事務所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 保健師又は看護師 1名以上(常勤)

保健師又は看護師は、要支援者及び特定高齢者の介護予防ケアマネジメントの機能を担うものとする。

(3) 社会福祉士 1名以上（常勤）

社会福祉士は、総合相談支援、権利擁護等に関する業務を行うものとする。

(4) 主任介護支援専門員 1名以上（常勤）

主任介護支援専門員は、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行うものとする。

(5) その他非常勤職員を置くことができるものとする。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。（ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までを除く。）

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) 連絡体制 原則として、電話等により24時間常時連絡が可能な体制をとる。

（指定介護予防支援の提供方法、内容）

第6条 指定介護予防支援の提供方法、内容は次のとおりとする。

(1) 要介護認定により要支援1、2に認定された高齢者又は要介護認定で非該当及び健康診断等で特定高齢者と認定された高齢者に対する介護予防サービス計画等（以下「計画」という。）の作成に当たっては、原則として地域包括支援センターが担当し、要支援者等の居宅を訪問して、国で定められた計画に基づき、要支援者等と共に計画作成を行い、計画の原案の内容については文書により要支援者等の同意を得、当該計画表を要支援者等に交付する。

また、要支援1、2に認定されていた高齢者が、計画の作成を、認

定前に担当していた居宅介護支援事業所の介護支援専門員に依頼した場合は委託契約を結び委託することができるものとする。

- (2) 計画作成後も、要支援者及び家族、他の関係機関等との連携を継続的に行い、要支援者の課題充足度について介護サービスの量、質の両面から把握に努め、必要に応じて計画の見直しやサービス提供関係機関等との連絡調整を行う。
- (3) 要支援者の相談を受ける場所は、地域福祉活動センター相談室とする。
- (4) サービス担当者会議の開催場所は、要支援者の居住地又は居宅サービス事業所若しくは地域福祉活動センター相談室とする。
- (5) 計画担当職員の居宅訪問頻度は、3ヶ月に1回以上とする。
- (6) 要介護認定にかかわる援助については、要支援者の意思や保険者の委託を踏まえ、適切な時期に行うものとする。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、桶川市内で国道17号線バイパスより東側の地域とする。

(苦情解決)

第8条 当事業所は、自ら提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する要支援者及びその家族からの苦情を解決するために必要な措置を講じるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第9条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。

(4) 前3号に掲げる適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所職員または養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを桶川市に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

第10条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非日常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 当事業所は、要支援者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、要支援者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

（その他運営についての留意点）

第12条 事業者は、従業員の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり設けるものとする。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 必要に応じ積極的に参加させる。

2 事業所の職員は、職務上知り得た要支援者又は家族の秘密を在職中及び退職後も保持する。

3 サービス担当者会議等において、要支援者や家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

4 指定介護予防支援の一部を居宅介護支援事業所に委託する場合は、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について、配慮を行う。

- 5 この規程に定める事項のほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人桶川市社会福祉協議会会長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。